



大口NEWS

～平成21年2月号 Vol. 7～

こんにちは。

春の陽気♪と思ったら真冬の寒さが戻ったりで、体調管理が難しい季節ですが、皆様お変わりございませんか？息子に“雪だるまが作りたい！”とせがまれ、“寒いところはちょっと・・(@_@;)”と葛藤するこの頃です。さて、今回のテーマは『遺言信託』です。今後ますます進む高齢化社会において、次世代に資産を円滑に引き継ぐための有効な方法の一つです。信託法等の整備に伴い、中小企業の事業承継対策にも活用が期待されます。

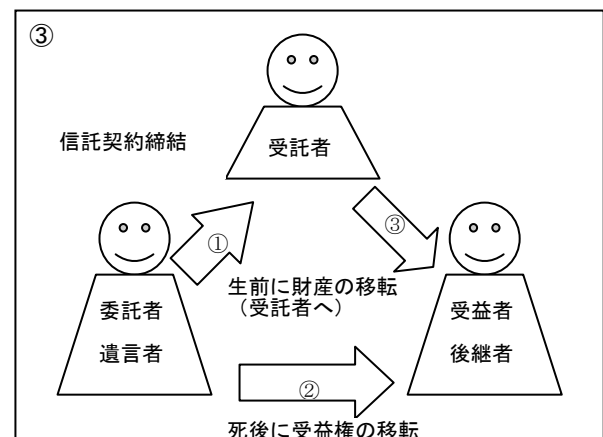
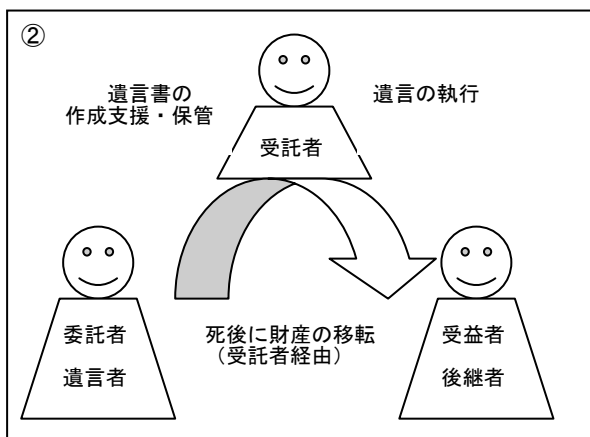
信託スキームを利用した資産承継対策【遺言信託】

遺言信託とは？

『遺言信託』と聞いて皆様が想像されるのは、CMなどでよく見る信託銀行の商品（下記①）ではないかと思います。今回ご紹介するのはこれではなく、遺言の履行確実性をさらに高め、相続紛争を回避するために有効なものです。

- ① （いわゆる）遺言信託 → 遺言の作成支援・保管・執行
- ② 遺言で設定される信託 → 信託法3条1項2号（旧信託法2条）に規定
- ③ 遺言的生前信託 → 信託法90条で新たに創設

①②③とも公の名称ではない旨予めご了解下さい。②につきましては旧法時にも認められていた方法ですが、遺産の所有権移転が、遺言者の死後となるため、遺産分割騒動があると遺言の執行ができなくなる可能性があり、一般的にはほとんど利用されていません。



③は信託法の改正により新たに創設された方法ですが、遺言者の意思が確実に遺産相続に反映される可能性が高く、関連税制整備等も進んでいることから、今後利用が増えていくことが予想されます。遺産は不動産に限らず、信託できる財産であれば何でも可能です。事業そのものや自社株式を信託することにより、後継者に事業承継を計画的かつ確実に行うこともできます。

信託契約の内容

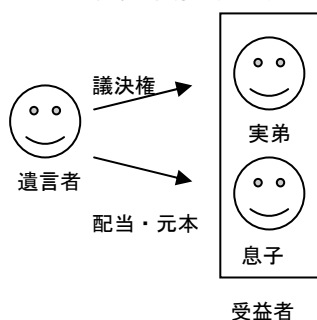
③『遺言的生前信託』は委託者（遺言者）と受託者とが信託契約を締結することになります。契約内容は遺言者の意向を反映させ、如何様にも作文できますし、後日の契約変更も可能です。例えば遺言者の健康状態により、1) 元気で自立して日常生活が出来る時 2) 他人の助けなくては生活できなくなった時 3) 認知症になった時 4) 死亡した時 を区別して、遺言者の指図内容を明確に契約内容に盛り込み、受託者に相続発生までの財産の管理を依頼することが可能です。そして“自分が死んだときには〇〇に受益権を移転して欲しい”と受益者となるべき者を指定しておくのです。

また信託法改正に伴い、【受益者連続型信託】という制度（信託法91条）も新たに創設されました。

“息子の嫁には財産をやりたくない！息子の次ぎは全てを孫に！”が可能になりました。お嫁さんには遺留分はありますが、財産分割の新たな手法としては画期的です。これは子供のいないご夫婦が配偶者の死後、財産の継承者を予め指定したい場合にも利用できます。

『Aの死後はBを受益者とし、Bの死後はCを受益者とする』と、信託契約に定めることとなります。この信託は信託設定から30年を経過した時以後に現にいるその指定された受益者が死亡する（又は受益権が消滅する）までの間、効力を有します。

受益権の移転時期は、必ずしも死亡を原因とする必要はなく、次のような契約も可能です。



遺言者は自社保有株式を受託者に信託する。相続発生時には、自分の右腕となり事業を盛り立ててくれている実弟に株主総会等で議決権を行使できる受益権を、幼少の息子にはそれ以外の財産上の利益を享受できる受益権を移転する。息子が△△歳になった時、信託は終了させ、受託者は信託財産の全てを遺言者の息子に給付する。

自分の死後にも自分の意思を反映させることができる制度。すごいですよね！

ここで少しご案内を m()m

弊所のホームページを見ていただくと大変うれしいのですが、弊所は近畿財務局の登録を受けた管理型信託会社を併設しています。今回ご案内しました遺言信託スキームも財務局へ届けておりますので、遺言執行までの財産管理業務を行うことが可能です。関連会社と連携して皆様の資産承継のお手伝いを出来ればと思っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

<お問合せ先>

〒541-0046 大阪府中央区平野町二丁目6番11号 大口司法書士事務所

TEL : 06-6222-6565 FAX: 06-6231-3844 E-mail: ookuchi.step21@bridge.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://www//ookuchi-step21.jp> (大口NEWSのバックナンバーも掲載しています)

今回のテーマは「遺言信託」を取り上げましたが、資産承継対策は【信託】だけでは万能ではなく、後見制度や遺言書、法人の場合は種類株等との組み合わせることにより、その効果は絶大になります。“自分がもし認知症になったら・・・”と心配しているだけでなく、財産の多少を問わず、自分の家族が将来困らないためにも高齢化対策は必要だと思えます。次回は民法上の制度である『後見制度』をテーマとしてご案内する予定です。今回の遺言信託と併用されることを是非お勧めします。

『信託』については、平成20年9月号 (Vol. 2) に引き続き2回目のご案内となりました。まだまだ奥が深い制度です (自己信託・目的信託・資産流動化・事業再生 etc) ので、また回を改めてご案内できればと思っています。まだまだお付き合いください！

(作成者：木下)